

令和7年度 事業計画

自 令和7年4月 1日
至 令和8年3月31日

I. 事業活動の基本方針

法人会の理念である「税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体」に基づき、税知識の普及と納税意識の高揚、さらには税に関する提言など、法人会活動の原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、組織・財政基盤の再構築を図るとともに、地域社会の健全な発展に貢献することを目的に、つぎの事業をさらに積極的に展開していく。

II. 主要な事業計画

1. 税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する事業

1 税知識の普及を目的とする事業

(1) 新設法人説明会

延岡税務署管内に新たに設立された法人を対象にして、事業の開始年度に際して税務上必要な申請・手続きなど、基本的な留意事項への理解度向上を目的に延岡税務署と共催で年1回開催する。

(2) 税務研修会

税についての様々な研修テーマを取り上げ、税に関する理解と知識を深め、正しい税知識を習得することを目的に、延岡税務署各部門担当官や税理士に講師を依頼し、会員および一般市民も参加できる研修会を開催する。

(3) 青年部会税務研修会

延岡税務署各部門担当官や税理士に講師を依頼し、青年部会会員および一般市民を対象に、様々な税を研修のテーマに取り上げ、税に関する理解と知識を深めることを目的とした研修会を実施する。

(4) 女性部会税務研修会

延岡税務署各部門担当官や税理士に講師を依頼し、延岡税務署管内の女性経営者や一般市民を対象に、様々な税を研修のテーマに取り上げ、税に関する理解と知識を深めるとともに、正しい税知識を身につけることを目的とした研修会を実施する。

(5) 租税教室

青年部会員が講師となり、延岡税務署管内の小・中学校を対象に、テキストやDVD等を使って、身近な税金の種類やその仕組みについて子供の時から関心を持てるように分かりやすく説明を行い、税の大切さや意義を学んでもらう租税教室を開催する。また、常に新しい租税教室の調査研究に努める。

(6) 税に関する絵はがきコンクールの実施

租税教育活動の一環として、延岡税務署管内の主に小学校6年生を対象に、税に関する絵はがきコンクールを実施する。子どもたちが税の役割と大切さを考え、自らの視点で表現することで、税に関する関心と理解を深めてもらうことをその目的とする。

2 納税意識の高揚を目的とする事業

(1) 税に関する絵ハガキコンクール応募作品の展示と表彰

毎年11月の「税を考える週間」及び2～3月の「確定申告期間」に、税に関する絵ハガキコンクールの応募作品の展示を行う。また展示期間に優秀作品の表彰式を実施する。これらの行事を当法人会HPや報道機関等を通じて広く一般市民にも案内し、展示作品を鑑賞してもらうことで、税金が私たちの暮らしを豊かにしていることへの理解と納税意識の高揚に努める。

(2) HP・広報誌による税情報等の発信

当法人会HPや地元紙の広告等に各種研修会、講習会の開催案内を掲載する。また、詳細な最新の税情報を提供するために、国税庁及び全法連のHPへリンクを設置し、会員や一般市民が最新の税情報を入手しやすい環境づくりに努める。年2回発行する本会広報誌「せせらぎ」に税務署からの情報を掲載するページを設ける。全法連の発行する広報「ほうじん」を年4回、会員に配布する。また広報誌を管内自治体や公共施設へ配置し、広く税情報の発信を図る。

3 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

(1) 税制改正の提言及び提言書の関係機関への提出

全法連では、毎年、全国の中小企業の租税負担の軽減と合理・簡素化及び適正公平な課税、税制・税務に関する提言を行うため、全国各法人会の会員から税制に関する要望意見を取りまとめて、税制改正の提言を決議し、法人会全国大会（R7は高知大会）で公表後、関係機関等に対して要望活動を行うこととしており、当法人会では地元地方自治体及び地元選出国會議員に対し提言を行う。

(2) 全国青年の集い（山梨大会）

全国の青年経営者が集い、税制、財政及び地域社会の健全な発展等、法人会の目的を達成するための情報交換等を行う。租税教育等の意見発表から知識を吸収し今後の活動に活かす目的で当法人会からも代表が参加する。

(3) 全国女性フォーラム（北海道大会）

全国の女性経営者が集い、税制、財政及び地域社会の健全な発展等、法人会の目的を達成するための情報交換、意見交換等を行う。講演会や事例発表等から、ノウハウや解決すべき実施上の問題点を学び、今後の活動に活かす目的で開催。当法人会からも代表が参加する。

2. 地域社会への貢献を目的とする事業

(1) 経済・経営・災害・健康増進等に関する研修会・講演事業

会員をはじめ、広く一般の企業及び市民を対象として、経済、経営、災害問題や健康増進等をテーマとした講演会・講習会を開催する。また、当会のホームページからインターネットでセミナー受講ができるオンデマンドサービスを提供している。

(2) 献血活動（6月と10月）

日本赤十字社・宮崎県赤十字血液センターと協力して、会員および一般市民に献血の必要性を訴える活動を今年度も継続して行う。

(3) 環境活動

全法連女性部会連絡協議会では使用電力 15%削減を目標に「いちご(15)プロジェクト」として、節電の協力を呼び掛けている。当法人会もその活動と連携し、「節電のお願い」についてのうちわの配布と、HP への記事掲載により、会員企業だけでなく一般にも広く節電協力を呼び掛ける。

(4) 寄付・寄贈事業

社会貢献活動の一環として、地方公共団体・社会福祉施設等への寄付寄贈を行う。

(5) 地域イベント等への参加

地域貢献活動や各地域のイベント主催者と連携、協力して参画するなど、元氣な地域づくりを目指す活動に協力をしていく。

3. 共益目的事業

1 会員の福利厚生に資する事業

(1) 経営者大型保障制度の普及推進（推進委託会社 大同生命保険株式会社）

当該制度は、経営者や従業員の病気・事故による死亡・高度障害・入院など、国内外を問わず保障する保険で、地域企業の福利厚生制度の充実と経営の安定化のため、この普及推進に努める。

(2) ビジネスガードの普及推進（推進委託会社 AIG 損害保険株式会社）

当該制度は、企業のさまざまなリスクをサポートする「総合事業者保険（スマートプロテクト）」、「業務災害総合保険（ハイパー任意労災）」、「事業賠償・費用総合保険（ALL STARS）」等からなる保険で、地域企業の福利厚生制度の充実と経営の安定化のため、この普及推進に努める。

(3) がん保険制度の普及推進（推進委託会社 アフラック生命保険株式会社）

当該制度は、「法人会がん保険制度」「法人会医療保険制度」「個人のための保障制度」からなるもので、地域企業の福利厚生制度の充実と経営の安定化のため、この普及推進に努める。

(4) 貸倒保証制度の普及推進（推進委託会社 三井住友海上火災保険株式会社）

当該制度は、取引先の法的整理事由または履行遅滞の発生により、売上債権が回収不能となった場合に損害額の一定部分を保険でカバーするもので、与信管理の充実・向上と経営の安定化のため、この普及推進に努める。

2 会員の交流に資するための事業

令和5年度第35回大会より、親睦ゴルフ大会を「チャリティーゴルフ大会」として開催しており、会員の親睦を深めるとともに異業種交流の輪を広げるほか、社会貢献活動の一環として寄付金活動を行い、収益金を社会福祉協議会等へ寄贈する。

3 会員増強のための事業

会員増強は法人会の活動をより意義あるものにするための喫緊の課題であり、管内加入率の向上に向け、法人会活動の魅力アップと情報発信に努める。公益活動の要となる青年部と女性部の会員についても特に増強に努めることで公益活動の活性化を図る。